

# とくしま農林漁家民宿

## 徳島版地方創生特区 分散型農林漁家民宿の 開業のための許認可フロー

### 申請者

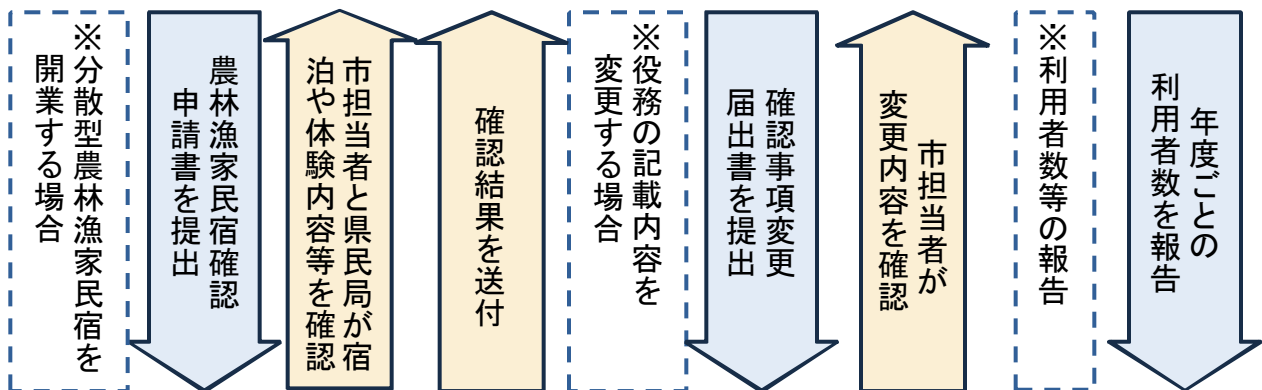
#### 1. 申請者(宿泊施設として居宅を提供する者)

##### 連携する者(体験を提供する方)

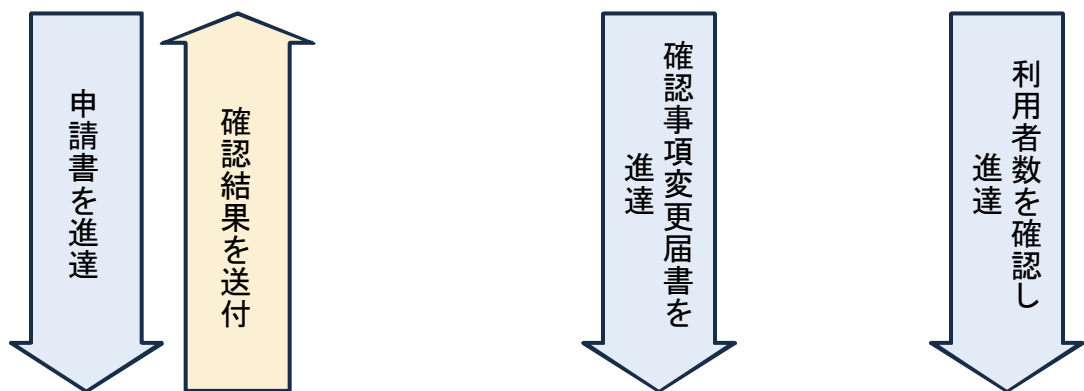
○分散型農林漁家民宿を開業するためには、とくしま農林漁家民宿確認要綱別表第1および次の基準を満たす必要があります。

※1 主たる申請者が農林漁家以外の場合は、民宿所在地と同一地域内(旧町村単位)の農林漁家等が役務提供者でなければならない。

※2 宿泊を提供する家屋は、元農林漁家で使用されていた家屋又は築50年を超える古民家であること。



### 美馬市美来創生局観光課



徳島県西部総合県民局、美馬市消防本部  
(農林水産部、保健福祉環境部、県土整備部、美馬保健所)